

みなかみ町景観計画

<景観計画の作成>

みなかみ町景観計画
＜景観計画の作成＞

目 次

Ⅲ 景観計画の作成	
1. 将来像及び基本目標の設定 -----	1
(1) 将来像の設定 -----	1
(2) 基本目標の設定 -----	5
2. 景観計画区域の設定 -----	7

III 景観計画の作成

Ⅲ 景観計画の作成

1. 将来像及び基本目標の設定

(1) 将来像の設定

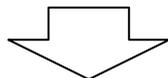
景観づくりを進めるにあたり、目標とする将来像は、「第1次みなかみ町総合計画」の将来像である「水と緑・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」を踏襲することとします。

また、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とした「ユネスコエコパーク」の理念や、「みなかみ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられる「これまで受け継がれてきた豊かな自然環境と、それを拠り所としてきた私たちの生活・文化を、人と自然の共生を実現するモデルとして世界に発信する」という考え方に基づく取り組みを、景観づくりの側面から後押しするため、次の「景観づくりのテーマ」を設定するものとします。

① 景観づくりのテーマ

<将来像>

水と緑・歴史と文化に息づく
利根川源流のまち みなかみ



<景観づくりのテーマー案1>

いにしえの人々も眺めた雄大な自然と町並みを
次代につなげる景観づくり

<景観づくりのテーマー案2>

雄大な自然と悠久の歴史・文化を礎に
新たな価値や魅力を高める景観づくり

<景観づくりのテーマー案3>

いにしえの頃から受け継がれる雄大な自然と風情を活かし
人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり

本町は、谷川岳を中心とした山並みと、その斜面に広がる深く濃い森林に抱かれ、大水上山を水源地とする利根川や赤谷川、谷川などの清流が軸となって形成された美しい自然に恵まれたまちです。

また、三国街道の宿場町として往時の面影を色濃く残す、永井宿や須川宿の町並みや、豊臣秀吉による全国統一の誘因となった名胡桃城址、養蚕繭の育成のための屋根形状が特徴的な古民家など、本町の生い立ちや成り立ちを今に伝える、多くの歴史的景観も残されています。

一方、本町は、昭和29年に上越線東京－水上間が開業し、昭和34年には三国トンネルの完成により国道17号が全線開通など、道路・交通網の整備が進み、さらに昭和57年には上越新幹線の開通と上毛高原駅の開設、昭和60年には関越自動車道が開通し、月夜野インターチェンジ及び水上インターチェンジが設置されるなど、高速交通網の整備が進みました。

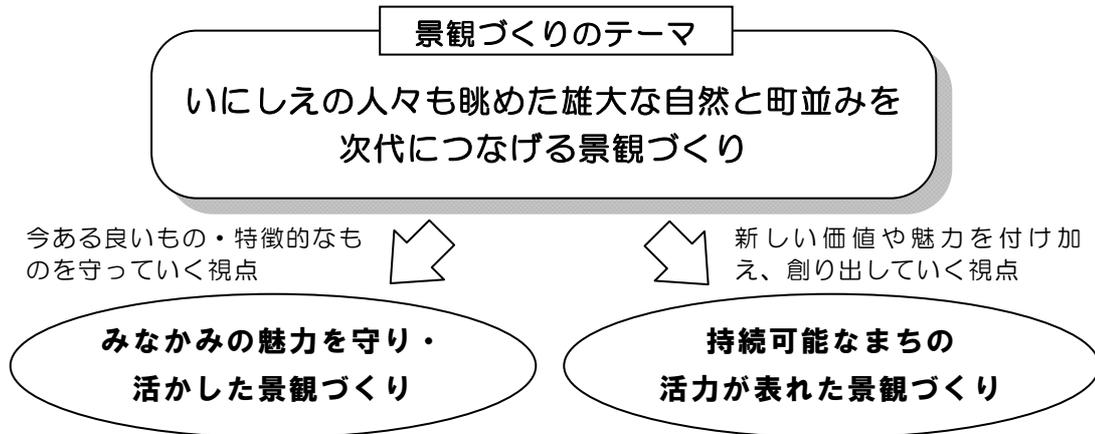
これら交通利便性の向上は、高度経済成長期を通じた余暇需要の拡大なども背景に、谷川岳をはじめとする登山観光や湯原地区をはじめとした温泉観光、さらにはスキー場開発などもあり交流人口が拡大するとともに、現在のまちの景観が形成されてきましたが、近年の余暇需要の多様化や観光に関わる地域間競争の激化から、観光地の活力には伸び悩みがみられます。

こうした中、本町においては、地域の自然環境の保護・保全を図りつつ、それら自然環境や天然資源を持続可能な形で利活用することで、地域の社会経済的な発展を図ることを目的に、人間社会と自然環境の共生を実践するモデル地域と位置づけられる「ユネスコエコパーク」の認定を間近に控えています。

このことから、本町の景観づくりでは、これまで受け継がれてきた豊かな自然環境と、それを拠り所としてきた私たちの生活・文化が調和・共生する風景を世界に発信するため、かつて街道を歩きたいにしえの人々も見た、これら雄大な自然に加え、宿場町の町並みなどを守り・活かしながら、多くの人々が訪れる場・住民の暮らしの場としての魅力ある景観を創り、育てていくことを目指し、『いにしえの人々も眺めた雄大な自然と町並みを次代につなげる景観づくり』をテーマに取り組みを進めます。

②景観づくりの理念

景観づくりのテーマに沿った取り組みを進めるための基本的な考え方として、次の理念を設定します。



○みなかみの魅力を守り・活かした景観づくり

人々の価値観の変化や科学技術の発達は、まちの発展や私たちの暮らしの向上に大きく寄与した半面、地域の位置的条件や地形条件、歴史・風土に関わりなく、同じような景観を全国に出現させました。

本町の景観づくりは、「全国どこにでもある景観」を追従するのではなく、「人と自然の共生を実現するモデル地域」としてのみなかみが有する固有の魅力を守り・さらに磨きをかける景観づくりを目指します。

このため、山並みへの眺望や豊かな森林、利根川の清流などの自然的景観のほか、三国街道の宿場町としての歴史・文化を残す景観などの本町の財産を固有の魅力と捉え、それらを守り、活かしてさらに魅力を高めていくことを理念とします。

○持続可能なまちの活力が表れた景観づくり

今ある景観は、先人が守り、育ててきたものであり、それには、先人たちのまちへの愛着や誇りが表れています。

これからの景観づくりは、単に良い景観を守り、活かすだけでなく、次代へさらに質を高め、財産として引き継いでいくことが求められます。

このため、まちに対する愛着や誇りを醸成しつつ、にぎわいや活力が感じられるなど、本町のまちの持続的な発展や暮らしやすさなどが表れた景観へと、新たな価値や魅力を付け加え、創り出していくことを理念とします。

(2) 基本目標の設定

景観づくりのテーマと理念を踏まえつつ、今後何を「まもり(保全)、いかし(活用)」「つくり(創出)」「よいものにし(改善)」「そだてる(育成)」ことが必要となるのか、基本目標として次の4つの方向を示します。

基本目標① 『まもり、 いかす』

雄大な自然と往時の面影を伝える歴史文化を伝える みなかみ固有の風景を継承する

谷川連峰や平ヶ岳、至仏山など日本を代表する山々に囲まれた雄大な自然、水と緑の豊かさを象徴する利根川などの水辺、「ふるさと百選」にも選定された水田や集落などによって構成される景観は、豊かな自然との共生を印象づけています。

また、旧三国街道の宿場町として整備された永井宿、須川宿などの町並みは、まちの歴史と文化を今に伝えており、本町固有の重要な景観資源といえます。

こうした自然と歴史文化を語る景観資源については、観光資源としての経済性のある資源としてだけでなく、先人が残し、築いてきた住民共有の固有の財産としての価値を理解し、人と自然が共生するモデルとなるその風景を、次代へと引き継いでいきます。

基本目標② 『つくる』

暮らす人、訪れる人の心を癒やし・豊かにする 魅力的な街並みを創り出す

農業や養蚕業を中心とした農村から、三国街道の宿場町、高度経済成長期を通じた余暇需要に応える観光地としての発展を経て、自然と共生する暮らしの場、高速交通網の利便性を活かした働く場へと、時代とともにまちに期待される役割も多様化していますが、美しい風景に心が豊かに、宿場で疲れを癒やし、温泉で心身を温めるなど、どの時代を通じても、人の心を癒やし・豊かにする役割に共通項を見出すことができると考えます。

「水と緑・歴史と文化に息づく 利根川源流のまち みなかみ」とする将来像は、自然や歴史文化を引き継ぐだけでなく、「経済的にも精神的にも、ゆとりある豊かな暮らしが実現できること」を目指すものであり、その実現には、将来を通じた持続的な発展が不可欠となっています。

このため、持続的な発展に向けた観光地のにぎわい、活力ある産業、住宅地の落ち着きなど、それぞれの地域が持つ特性を考慮しつつも、暮らす人、訪れる人の心を癒やし・豊かにすることをまちの魅力と捉え、それらを感じさせる街並みを新たに創出していきます。

基本目標③
『よいものにする』

**多様な価値観を尊重しつつ、
周囲への心配りが感じられる街並みへと改善する**

かつて養蚕業が栄えたことを背景に、屋根の形状に特徴のある古民家が残されているほか、周囲の雄大な自然や、情緒あるもの、大規模なホテルや旅館が複数立地するものなど、様々な温泉街も形成されています。

一方では、技術の進歩や生活様式、価値観の変化に伴い、景観を構成する要素としての建築物は形状や色彩、素材の多様化、高層化などが進んでいるほか、空き家や廃業したホテルもみられるなど、豊かな自然に特徴があり、「癒やしの空間」が魅力の風景も大きく姿を変えようとしています。

自然を大切にす価値観や歴史文化を重んじる価値観、現代的なデザインを指向する価値観、経済性を優先する価値観など、多様な価値観を尊重しつつも、周辺の風景や街並みとの調和に対する「気配り」を持ち、これらを著しく損ねている要因を改善することによって、風景や街並みをより良いものへと誘導します。

基本目標④
『そだてる』

**誰もが協力し合って、
まち共有の財産となる風景・街並みを育てる**

私たちのまちに対する愛着や誇りは、まちへの愛着や誇りを持った先人達が残し、創っていた、まち固有の風景によって醸成されているといえます。

このように、まちの風景は、今を生きる私たちだけのものではなく、次代の住民にも共通した財産でもあると認識を新たにすることが求められています。

このため、私たちの暮らしに関わる行動の一つ一つが景観を守り、創ることにつながっていることを認識し、ひとり一人が主体的に景観づくりに取り組むとともに、住民、事業者、行政の各主体がそれぞれになすべきこと、できることに取り組みながら連携し、による、息の長い取り組みを進めることにより、まち共有の財産となる風景・街並みを育てていきます。

2. 景観計画区域の設定

みなかみ町の景観は、自然・都市・歴史文化の各景観資源が町全域に分布しており、それぞれの地域における景観を形づくっています。また、眺望景観に優れていることに特徴があります。特に眺望景観は、例えば、視点近傍の建築物、その背後に広がる農地、その背景となる遠景要素の山並みなどの景観要素が、重層的に見えることで成り立つことに特徴があります。

また、みなかみ町の土地利用等の規制に関わる法令には、自然公園法、森林法、農振法、都市計画法など多岐にわたり、相互調整の中、土地利用等の規制や誘導が行われていますが、それぞれの区域は町の一部が対象となっています。

このため景観形成は、一定の区域に限定することなく、広く町全域にわたって分布している景観資源の保全・活用、改善、創出、育成に、総合的かつ一体的に取り組むものとし、「町全域を景観計画区域」とすることとします。

図 景観計画区域

